

# 平成20年7月静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

## ○議事日程

平成20年7月23日（水）午後2時50分開会

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期について
- 日程第4 平成19年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第7 平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

## ○本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第8まで
- 日程追加 副議長の辞職許可について
- 日程追加 副議長の選挙について
- 日程追加 議長の辞職許可について
- 日程追加 議長の選挙について

## ○出席議員（14人）

（1番）	田村典彦君	（2番）	渡辺敏昭君
（3番）	梶繁美君	（5番）	杉山勇君
（7番）	酒井基寿君	（8番）	鈴木望君
（9番）	鈴木尚君	（11番）	加藤一司君
（12番）	田島建夫君	（14番）	石川久雄君
（15番）	斎藤衛君	（16番）	井田久義君
（17番）	櫻井泰次君	（18番）	戸本隆雄君

○欠席議員（４人）

（４番） 杉山功一君 （６番） 吉永満榮君  
（１０番） 藤井武彦君 （１３番） 原田英之君

○地方自治法第121条の規定による説明のための出席者（９人）

広域連合長 小嶋善吉君 副広域連合長 鈴木康友君  
副広域連合長 芹澤伸行君 会計管理者 小川勝義君  
事務局次長 岡田貞夫君 事務局次長 河野拓明君  
保険料室長 神谷聖司君 医療給付室長 藁科光彦君  
資格管理室長 笠井秀訓君

○職務のため議場に出席した職員（３人）

書記長 森山誠君 書記 古郡和明君  
書記 鈴木治幸君

午後２時50分開会

○議長（加藤一司君） お暑いところ定例会に御参集いただきましてありがとうございます。

この際、私から諸般の報告として４点の御報告を申し上げます。

まず、はじめに、議員の異動について御報告申し上げます。

村松藤雄君が３月９日に任期満了となっております。このことによりまして、１名の議員が欠員となったため、５月７日告示の静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において、田村典彦君が当選されましたので御報告申し上げます。

また、松野輝洋君が６月19日に、池谷薫君が６月27日に、それぞれ任期満了となっております。

次に、今期定例会において、本日、広域連合長より、認定第１号平成19年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてほか４件の議案が提出されております。

次に、監査委員から平成20年１月分から５月分の現金出納検査の結果について報告があり、お手元に配布されております。

次に、平成20年７月８日付、静岡県社会保障推進協議会会長吉野雄二氏及び静岡県高齢期運動連絡会会長杉山次郎氏から、後期高齢者医療制度に関する陳情が提出され、陳情書の写しをお手元に配布してありますので御承知おき願います。

以上、諸般の報告といたします。

ただ今の出席議員は、14名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成20年７月静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

#### 日程第1 議席の指定について

○議長（加藤一司君） 日程第1、議席の指定を行います。

議員の異動に伴い、改めて議席の指定を行います。新たな議席は、ただ今着席の議席を指定いたします。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（加藤一司君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において斎藤衛君及び櫻井泰次君を指名いたします。

#### 日程第3 会期について

○議長（加藤一司君） 日程第3、会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（加藤一司君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

#### 日程追加 副議長の辞職許可について

○議長（加藤一司君） ここで、藤井武彦君から、一身上の都合により副議長を辞職したい旨の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職許可を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（加藤一司君） 御異議なしと認めます。よって、副議長の辞職許可を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加、副議長の辞職許可を議題といたします。

お諮りいたします。藤井武彦君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（加藤一司君） 御異議なしと認めます。よって、藤井武彦君の副議長の辞職を許可す

ることに決しました。

#### 日程追加 副議長の選挙について

○議長（加藤一司君） ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（加藤一司君） 御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、ただちに副議長の選挙を行います。

日程追加、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（加藤一司君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（加藤一司君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法については、議長が指名することに決しました。

副議長については、梶繁美君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長が指名しました梶繁美君を副議長の当選人に定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（加藤一司君） 御異議なしと認めます。よって、ただ今議長において指名しました梶繁美君が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました梶繁美君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

梶繁美君、登壇してごあいさつをお願いいたします。

〔梶繁美君登壇〕

○議員（梶繁美君） ただ今、御推挙いただきました小山町議会議長の梶繁美と申します。

今回、後期高齢者医療広域連合議会の副議長という大任を仰せつかり身に余る光栄と申す。

おります。大変皆さんに感謝申し上げます。

後期高齢者の医療制度につきましては、まだまだ制度について新聞やテレビ等あるいは世論では何かとされている時期でございます。

そうした中であって、まだまだ制度の運用等々についてこれからが大変な時期でもあろうかと推測されるわけですが、その中であっての議会ということで大変だろうと思っておりますけれども、副議長の任務である議長を最大限補助することに徹しまして、議会運営がスムーズになるよう微力ながら努力してまいりたいというふうに考えておりますので、皆様方の御支援と御協力を心からお願い申し上げます、あいさつに代えさせていただきます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤一司君） この際、暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後3時00分再開

○副議長（梶繁美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程追加 議長の辞職許可について

○副議長（梶繁美君） 加藤一司君から、一身上の都合により議長を辞職したい旨の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長の辞職許可を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（梶繁美君） 御異議なしと認めます。よって、議長の辞職許可を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加、議長の辞職許可を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、加藤一司君の退席を求めます。

〔加藤一司君退場〕

○副議長（梶繁美君） お諮りします。加藤一司君の議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（梶繁美君） 御異議なしと認めます。よって、加藤一司君の議長の辞職を許可することに決しました。加藤一司君、御入場ください。

〔加藤一司君入場〕

#### 日程追加 議長の選挙について

○副議長（梶繁美君） ただ今、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（梶繁美君） 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、ただちに議長の選挙を行います。

日程追加、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（梶繁美君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（梶繁美君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法については、副議長が指名することに決しました。

議長については、渡辺敏昭君を指名します。

お諮りいたします。ただ今、副議長が指名しました渡辺敏昭君を議長の当選人に定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（梶繁美君） 御異議なしと認めます。よって、ただ今、副議長において指名しました渡辺敏昭君が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました渡辺敏昭君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

渡辺敏昭君、登壇してごあいさつをお願いします。

○議員（渡辺敏昭君） お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今、議長選挙におきまして広域連合議会議長に御推薦をいただきまして誠にありがとうございました。身に余る光栄でございます。

4月から開始されました本制度でございますが、この間多くの皆様、多くの団体等の方々から様々な御指摘や御提言、また、御意見等が出されておりますし、また、多くの議論がなされてきたと思っております。

このたび、これら等を受けまして国において制度の変更が行われますが、制度スタート時のように事務処理の日程も厳しく、また、これに伴う経費等も嵩んでまいりと思えますけれども、正確で間違いのない事務処理を行うことが、被保険者の皆様に対して御迷惑を掛けないもっとも大切なことだと思っております。

また、これからも難しい課題が想定されますけれども、議員の皆様と共に解決に向けて力を尽くしてまいりたいとこのように思っております。

もとより浅学菲才の身でありますけれども、広域連合議会が果たすべき役割を自覚して、公平公正な議会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（梶繁美君） それでは、ここで新議長と交代いたします。議長、議長席にお着き願います。

〔議長交代〕

○議長（渡辺敏昭君） 前議長の加藤一司君から発言を求められておりますので、これを許可します。加藤一司君。

〔加藤一司君登壇〕

○議員（加藤一司君） ただ今、議長よりお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを述べさせていただきますとこのように思います。

平成18年6月に国民皆保険を維持していくために健康保険法等の一部を改正する法律が公布されまして、昨年からは静岡県後期高齢者医療広域連合が業務を開始し、併せて広域連合議会もスタートしたのであります。この制度は、発足当初から高齢者の先輩諸氏の方々を中心に厳しい批判の嵐の中で、思いやりのある制度に改正すべきと全国の各自治体から意見書が提出され、国も諸制度の改正を進め、逐次実行に移されているところであります。

現在は、国民健康保険の財政が一番厳しいときであります。それは、国保加入者の半数が無職、つまり年金以外に収入のない高齢者が国保に急増しているところであります。そして、後期高齢者医療制度の中では、高齢者担当医制度つまりかかりつけ医を選び、診療報酬は包括払いとする制度を導入しておりますので、今後の国保の運営の動向を見守ってまいりたいとこのように思います。

また、政府は、昨日後期高齢者医療制度の見直しの一環として、保険料の口座振替を行う政令改正案が閣議決定をされたわけでございます。このようなことから、簡単に後期高齢者医療制度を廃止して元に戻せばいいということは、私は非常に疑問であります。ただ、将来に渡って高齢者が安心して医療を受けられるために受給者の生活設計にかなう新たな負担軽減策を早急に実施をし、思いやりのある必要な見直しを行うよう各自治体から国への働きかけをしていただけるよう期待するものであります。

最後になりましたが、本日ここに一年有余年の激動が過ぎ一抹の寂しさを感じますが、どうか国民皆保険制度が永遠に維持され、また、後期高齢者医療制度が順調に施行されますよう関係各位の御尽力をお願い申し上げます。

さて、本日ここに本議長職を無事に終えることができましたことは、至らない私を支えていただきました副議長並びに議員の皆様、そして広域連合事務局の皆様の絶大なる御協力の賜物と衷心よりお礼を申し上げまして、私の退任のあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

#### 日程第4 認定第1号 平成19年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡辺敏昭君） 日程第4、認定第1号平成19年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。会計管理者、小川勝義君。

○会計管理者（小川勝義君） 決算の説明をいたします。ただいま上程されました認定第1号、平成19年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして、御説明申し上げます。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会議案その1の6ページと7ページを御覧ください。議案その1の6ページ、7ページでございます。一般会計の予算規模は、15億3,835万1千円となっております。これに対しまして、決算額は、歳入総額15億3,528万9千円、一方、歳出総額は14億2,355万9千円で、歳入歳出差引額は1億1,173万円となっております。

次に、その概要を申し上げます。まず、歳入は、予算現額15億3,835万1千円に対し、収入済額は15億3,528万9千円で、予算現額に対し306万2千円下回り、執行率は99.8%となっております。一方、歳出におきましては、支出済額は14億2,355万9千円、執行率は92.54%で、不用額は1億1,479万2千円となっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は1億1,173万円となっております。

また、歳入の内訳は、関係市町からの分担金及び負担金4億1,741万円、国庫支出金11億676万2千円、繰越金1,034万4千円、諸収入77万2千円で、構成比はそれぞれ27.19%、72.09%、0.67%、0.05%となっております。

次に、歳出の内訳は、議会費86万7千円、総務費14億2,269万2千円となっておりまして、その構成比はそれぞれ0.06%、99.94%でございます。

以上が、平成19年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。



これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、認定第1号について、採決いたします。本件については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第5 議案第7号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

○議長（渡辺敏昭君） 次に、日程第5、議案第7号静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。事務局長、岡田貞夫君。

○事務局長（岡田貞夫君） それでは、御説明いたします。議案書②の1ページをお願いいたします。議案第7号静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正についてであります。地方自治法の一部を改正する法律が平成20年6月18日に公布され、地方自治法における普通地方公共団体の議会の議員の報酬等に係る条項が整備されたことに伴い、関係条例の改正を行うものであります。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例においては、規定する地方自治法の引用条項の改正及び「議員の報酬」を「議員報酬」と名称を変更する改正を行おうとするものであります。

このほか、「静岡県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に関する条例」及び「静岡県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例」においては、それぞれに規定する地方自治法の引用条項の改正を行おうとするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第7号について採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6 議案第8号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺敏昭君） 次に、日程第6、議案第8号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。事務局長、岡田貞夫君。

○事務局長（岡田貞夫君） それでは、御説明いたします。議案書②の3ページをお願いいたします。議案第8号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。平成20年度において、低所得者に対する新たな保険料軽減策として、所得割額を負担する被保険者のうち保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の者の所得割額を一律に5割軽減すること、及び均等割額の軽減割合が7割とされている被保険者について、当該軽減割合を一律に8.5割とすることをを行うため、条例の附則に当該事項を規定するとともに、附則の他の規定の整備を行おうとするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、通告順により発言を許します。

まず、田島建夫君の発言を許します。御登壇ください。田島建夫君。

〔田島建夫君登壇〕

○議員（田島建夫君） 私は、ただ今提案されております議案第8号について2点当局の見解をお伺いいたします。まず、1点目、今後の保険料の見込みについてであります。厚生労働省は、後期高齢者医療制度の創設によって、従前の国民健康保険料などと比較し、負担が増しているのではないかという世論を受け、保険料額の変化に関する調査分析を行い、全国では、69%の世帯で負担は軽くなっているという結果を公表しております。

このことについて、静岡県、また各市町におけるこの保険料は、どのように推移、変化しているのか。

また、被保険者全員が支払うことになる保険料は、新聞などによると今後かなりの割合で上昇すると報道されているが、静岡県においての見込みはどうか、お伺いをいたします。

次に、2点目として低所得者の保険料の軽減策についてであります。厚生労働省の保険料の特別軽減策により、低所得者に対しては、均等割、所得割について後期高齢者医療に関する条例を改正し、それぞれ負担軽減を図っていくとのことであるが、これを実施すると軽減の対象となる被保険者はどれだけ存在し、またどのくらいの額の保険料が減額されるのか。

また、平成21年度以降に向けて軽減策が示されているようであるが、具体的にはどのような

内容で、それについては、条例等の改正はいつごろ行われる予定なのかをお伺いいたします。

○議長（渡辺敏昭君） 答弁願います。事務局長、岡田貞夫君。

○事務局長（岡田貞夫君） それでは、御答弁申し上げます。まず、1点目の今後の保険料の見込みについてでございます。厚生労働省の調査結果につきましては、四つの世帯類型と三つの収入区分とを組み合わせ、12通りのモデル世帯の国民健康保険料と後期高齢者医療保険料を調査し、世帯ごとにみた保険料額の変化の状況を厚生労働省が分析し推計したものでございます。

静岡県につきましては、国民健康保険世帯の81%で、保険料額の負担が減少するとの結果となっているものでございます。

この調査は、都道府県単位のものであるため、各市町における状況までは把握しておりませんが、単身で基礎年金収入のみという低所得の世帯におきましては、保険料負担が増えるというような市町は、県内にはないものと考えているものでございます。

続きまして、今後の保険料の見込みについての御質問でございますが、保険料率につきましては、2年ごとに見直しをすることになっているため、21年度は改定の予定はございません。

御案内のように、増え続けております高齢者の医療費は、現役世代の約5倍はかかると言われてございます。その医療給付に係る財源は、公費5割と国保や被用者保険からの支援金として現役世代からの援助を4割受け、残り1割を保険料で賄うことになっております。現役世代の人口が減少している中で、一人当たりの後期高齢者医療制度への保険料負担額が、大きく上昇することになってきています。

こうした状況から、後期高齢者の方にも応分の負担をいただきまして、後期高齢者と現役世代とで今後の医療費の増加分を公平に負担していく必要があるとしておりますのが、後期高齢者医療制度の考え方でございます。

保険料を決める場合は、最も重要となるものが医療給付費でございます。現在は、制度施行後の1カ月分の実績しかなく見込めない上、来年度の具体的な保険料の軽減策が、国から示されていないという状況もあり、現時点で見通しをたてることは、困難であると考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

軽減策のうち、均等割額が7割軽減に該当する方の一律8.5割軽減につきましては、対象者は県全体で約10万6千人と見込んでございます。

減額される保険料は、約5億7千万円と見込んでございまして、一人当たりいたしますと5,400円の負担軽減となるものでございます。

一方、所得割額の軽減につきましては、保険料の算定に用います基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方について、一律50%軽減されるというものでございまして、対象者は約4万2千人というふうに見込んでございます。

減額される保険料につきましては、約4億円と見込んでございまして、定額ではなく所得に応じて金額が変わりますので、単純に想定されます対象数で割り返しますと、一人当たり平均

軽減額が約9,500円というふうになってございます。

次に、21年度以降の対策といたしまして、厚生労働省が示している現段階の内容といたしましては、均等割額の7割軽減世帯の中で、後期高齢者医療制度の被保険者の全ての方の年金収入が80万円以下であれば、その世帯につきましては9割軽減となることになってございます。

したがって、これまで均等割額につきまして、7割、5割、2割という割合の軽減であったものが、さらに細分化され、9割と7割、5割、2割という形になるものでございます。

また、所得割額の軽減については、50%程度軽減する措置を講ずることになっており、今年度の一律50%の軽減と異なりまして、所得階層別の設定も可能となっております。

ただし、21年度の運用方法につきましては、国から具体的な提示がございませんので、今後、示されます内容をよく把握し、その対応が確実に実施できるよう事務手続きを進めてまいりたいと考えております。

なお、21年度の軽減措置につきましては、来年の2月定例会におきまして、提案をさせていただく運びになるものと考えてございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（渡辺敏昭君） 再質疑はありますか。

○議員（田島建夫君） 結構です。

○議長（渡辺敏昭君） 再質疑なしと認めます。以上で、田島建夫君の質疑を終わります。

次に、杉山勇君の発言を許します。御登壇ください。

〔杉山 勇君登壇〕

○議員（杉山勇君） 新居町の杉山勇でございます。私は、次の2点につきまして当局の見解を伺います。まず、1点目でございますが、特別徴収から普通徴収への対象者拡大策についてであります。4月から後期高齢者医療制度が施行され、既に保険料を特別徴収により納付される方は、4月と6月に保険料が年金から天引きがされ、それに対する批判やその様子がテレビ、新聞等で報じられております。

静岡県の場合、この年金からの天引きの特別徴収に対し、どのような反応、あるいは混乱、また苦情などがあったのか伺います。

また、保険料特別徴収の批判を受け厚生労働省は、今回、滞納のない方、あるいは連帯納付義務者のいる人については、口座振替による納付に切り替えることができるよう見直しを行っています。

今後は、提示されている二つの条件に当てはまらない被保険者についても、希望があれば、特別徴収から口座振替、普通徴収への切り替えができるように、対象者の範囲を拡大するような考えはないかを伺います。

次に、2点目でございますが、資格証明書の発行についてであります。資格証明書の発行については、これまで「特別な事情の把握に努め、機械的な発行はしない。」との答弁がありました

が、このたび政府与党の改善策が発表されたなかで、「相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めていない悪質な者に限って適用する。」という方針が示されたと聞いております。このことについて、本県広域連合においては、資格証明書の取り扱いについて、どのように対応されるのか伺います。以上であります。

○議長（渡辺敏昭君） 答弁願います。事務局長、岡田貞夫君。

○事務局長（岡田貞夫君） お答えをさせていただきます。まず、1点目の特別徴収から普通徴収への対象者拡大策についてということですが、年金からの保険料特別徴収につきましては、御承知のとおり、平成12年度から介護保険で既に実施されておまして、現在におきましては、特に不満、混乱などを耳にすることはございません。

今回、後期高齢者医療保険料におきましても、制度周知の不足、また、一部で徴収誤りがあったことなどから制度そのものへの不満と、さらには、国における年金記録問題というタイミング的なものもございまして、特別徴収への不満に繋がったのではないかと存じているところでございます。

静岡県におきましても、「いきなり年金から引かれた。」という不満や「なぜ少ない年金から引くのか。」というような声は、市町の担当課をはじめ広域連合にも幾つかいただいているところでございます。

そうした声がある一方で、「納める手間が省け、役所の手数も減って良いことだ」というような意見が寄せられたりと、様々でございました。

この特別徴収につきましては、国が申しておりますように、特に足腰の不安を抱えている高齢者の方々には、わざわざ金融機関まで足を運ぶ必要がない。また、役所の経費が節約できるなどというメリットがあるのも確かであると存じているところでございます。

次に、特別徴収から普通徴収への切り替えが多くの方ができるように、対象者の範囲を拡大できないかというような御意見でございしますが、保険料の徴収は、法令に基づきまして特別徴収でお支払いいただくのが原則でございまして、今回の措置は、法令の改正をした結果この切り替えが可能となったものでございます。

したがいまして、市町あるいは広域連合が切り替え対象者の範囲を決めることができないような形になってございますので、御理解を賜りたいと存じているところでございます。

続きまして、2点目の資格証明書の発行についてでございます。資格証明書の発行につきましては、法令の定めに従いまして、特別の事情もなく1年以上滞納が続く被保険者に適用されるものでございます。

このたび、政府与党により決定された見直しの中で、御指摘のとおり「相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては、従前通りの運用とし、その方針を徹底する。」と明記されたことにつきましては、十分承知しているものでございます。

現在、本県の広域連合におきましては、市町と協議しながら資格証明書などの取り扱いを定

める作業を進めているところでございますが、こうした政府与党の見直し策の趣旨を受けまして、適切な運営が図られますよう、取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（渡辺敏昭君） 再質疑はありますか。

○議員（杉山勇君） 了解しました。再質疑はありません。

○議長（渡辺敏昭君） 再質疑なしと認めます。以上で、杉山勇君の質疑を終わります。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第8号について、採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

#### 日程第7 議案第9号 平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（渡辺敏昭君） 次に、日程第7、議案第9号平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。事務局長、岡田貞夫君。

○事務局長（岡田貞夫君） 御説明申し上げます。それでは、議案書その2の5ページをお願いいたします。

議案第9号平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

これは、平成20年度における国の低所得者に対する新たな保険料軽減策の実施に伴い、保険料収入の不足を国が特別調整交付金により全額補助することから、歳入予算の補正を行うものであります。

この保険料軽減の見込み額9億7,295万1千円を市町負担金から減額し、同額を国庫補助金に増額するものであり歳入予算の総額に変更はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了

いたします。

これより、議案第9号について採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

#### 日程第8 同意議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（渡辺敏昭君） 次に、日程第8、同意議案第1号静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。広域連合長、小嶋善吉君。

○広域連合長（小嶋善吉君） 監査委員の選任同意について御説明申し上げます。同意議案第1号は、静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任でございます。広域連合議会議員杉山功一氏を議会選出の広域連合監査委員として選任したいので、御同意をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、同意議案第1号について、採決いたします。本件については、原案に同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案に同意することに決しました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。広域連合長、小嶋善吉君、御登壇ください。

〔広域連合長小嶋善吉君登壇〕

○広域連合長（小嶋善吉君） 7月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。ただ今、平成19年度一般会計歳入歳出決算をはじめとして、国において決定された、低

所得者に対する保険料の軽減対策に伴う、後期高齢者医療に関する条例の一部改正などの諸議案につきまして、それぞれ承認、可決いただきまして、誠にありがとうございました。

今後は、本日可決いただいた低所得者に対する保険料の軽減措置を速やかに実施するとともに、関係市町との調整、連携を図りながら、スムーズな制度運営に取り組んでまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（渡辺敏昭君） これにて、平成20年7月静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

午後3時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年7月23日

議 長 加 藤 一 司

議 長 渡 辺 敏 昭

副 議 長 梶 繁 美

議 員 齋 藤 衛

同 櫻 井 泰 次